

# 子どもの権利条例市民モニター会議を開催しました

## ～中学生と大人が共に語る子どもの権利～

子どもの権利条例市民モニター会議を12月26日に開催しました。会議には、子ども（中学生）モニター、大人モニター、子どもの権利条例委員の計13名が集まりました。今回は夏休みの開催に続き2回目ということもあり、モニター同士も久しぶりの再会で、会議は開始から和やかな雰囲気の中、進められました。

午前中は、せんなん子ども会議からの報告と、泉南市子どもの権利条例委員会が市長へ報告した「第6次市長報告」について、条例委員から話を聞きました。その後、「第6次市長報告」に書かれている、子どもの権利に関する条例第6条「子どもの相談と救済」における「子どもオンブズパーソン制度」について、理解を深めるために、兵庫県川西市が作成した広報ビデオを見ました。

午後からは「子どもオンブズパーソン」について話し合い、泉南市ではどのようなことができるか等について検証を行いました。



### ～検証の中で発表された参加者の声～

▽1人で抱え込むより、人に言える場所があるとうれしい

▽子どもオンブズパーソン制度自体、いろいろな方が関わって動かしている。これまでは大人主導の制度が多いが、子どもの立場に立った制度だと感じた

▽泉南市は子どもたちの声を届ける「子ども会議」がある。居場所の中で話ができ、相談につながる。条例ができて以来、積み上げてきた取組をいかし、子ども会議が子どもたちの安心して話せる相談場所になればいいですね

### ●子どもオンブズパーソンって？

子どもから話を聞いて、子どもの権利を守る公的第三者機関のことです。

### ●子どもオンブズパーソンってどんなことをするの？条件はあるの？

子どもの最善の利益を考え、子どもの相談を聞いたり、調査をしたり、それぞれの悩みから新たな制度を作ったりします。相談した子どもだけではなく、そのほかの子どもたちのためにもなる仕組みです。子どもの権利についてよく分かっている大人が子どもオンブズパーソンとして活動することが望ましいです。

### ●小さな悩みや、直接いじめられていないが、いじめを身近で見ると苦しんでいる子どもも相談できるの？

どんな小さな悩みでも相談できます。直接被害を受けていなくても、苦しかったり、つらかったりする気持ちを相談できます。安心できる場所で、自分の気持ちを話すだけでも気持ちが楽になることもあります。

### モニター会議を終えて

▽意見をたくさん言ったので、これからどのように実現されていくのか楽しみにしたいと思います▽自分の知らないところで、いろいろな方が子どもたちのことを考えてくれてうれしいです。来年度もモニター会議に参加したいです▽もっともっと子どもの権利に関する条例について知ってほしいし、中学校の授業でも取上げ、授業でも広められたらいいなと思いました

今後、「子どもオンブズパーソン制度」の設置に向け今回の市民モニター会議での意見を大いにいかしたいと考えています。

【問合せ】泉南市子どもの権利に関する条例事務局（人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 / e-mail:jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp)